

21)末環第256号
平成22年3月4日

長崎県地球温暖化対策協議会委員 様

長崎県環境部未来環境推進課長
(公印省略)

地球温暖化防止活動推進員の募集について

地球温暖化防止対策の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長崎県では、地域住民の方への地球温暖化に関する情報の提供と温暖化防止活動の普及を進めるため、地球温暖化対策の推進に関する法律第23条の規定に基づき、地球温暖化防止活動推進員を委嘱しているところですが、委嘱期間が平成21年度末で満了することに伴い、平成22年度からの推進員を募集することにしました。

今回の推進員の募集数は、定数100名のうち、再任希望のあった65名を除く35名です。

つきましては、別添募集要領のとおり、新たに推進員を募集いたしますのでお知らせします。

記

1 推進員の設置要綱について

別添「長崎県地球温暖化防止活動推進員設置要綱」のとおり

※設置要綱は平成22年4月1日付けで、佐世保市の定数を13名程度、県北保健所管内地区の定数を8名程度に改正する予定です。

2 推進員の募集要領について

別添「地球温暖化防止活動推進員の募集要領」のとおり

(問い合わせ先)

長崎県 未来環境推進課 地球環境班

担当：梅田・山下

TEL：095-895-2512

FAX：095-895-2566

MAIL：umeda_mayumi@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の委嘱に関し、必要な事項を定める。

(要件)

第2条 推進員の要件は次のとおりとする。

- (1) 地球温暖化防止に強い関心を持ち、地球温暖化の現状及び地球温暖化防止に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進に熱意と識見を有する者
- (2) 環境保全、消費生活、自治会など住民と密接な活動の経験を持ち、住民に対して普及啓発活動等を行うことができる者
- (3) 年齢満20歳以上で長崎県内に居住する者

(定数)

第3条 推進員の定数は100名程度とする。

- 2 各地区ごとの推進員は原則として別表1のとおりとする。

(選定の方法)

第4条 推進員は、公募により募集し、審査のうえ、選定する。

- 2 県は、選定した推進員に、長崎県地球温暖化防止活動推進員之証を交付するものとする。

(活動)

第5条 推進員は、法第23条第2項の規定に基づき、次に掲げる活動を行う。

- (1) 自ら地球温暖化防止に資する行動を実践するとともに、推進員としての資質の向上に努める。
 - (2) 市町や住民などの依頼に基づき、住民に対する普及啓発活動を行うほか、自ら活動計画を企画し、自主的な普及啓発活動を行う。
 - (3) 県内の各種団体等が行う地球温暖化防止に関する活動について、協力依頼を受けた時は、積極的に協力する。
 - (4) 地球温暖化対策に関する情報、事例、意見等を県・市町及び住民へ提供する。
 - (5) 県及び市町等が開催する研修会や講演会等へ積極的に出席する。
- 2 推進員は、第1項に掲げる活動を行う際は、第4条第2項の規定に基づく証明書を携帯し、必要に応じて提示するものとする。

(活動状況の報告)

第6条 推進員は、様式1により活動状況を半年ごとに県へ報告するものとする。

(委嘱の期間)

第7条 推進員の委嘱の期間は2年以内とする。ただし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 推進員は、再任されることができる。

(委嘱の取り消し)

第8条 知事は、次に掲げる場合、その委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推進員が相当期間活動を行っていないと認められるとき。
- (2) 推進員がやむを得ない事由により、活動を行うことができなくなったとき。
- (3) 転居したことにより、第2条第3号の要件を満たさなくなったとき。
- (4) その他推進員として不適任と認められるとき。

(身分)

第9条 推進員は、ボランティアとして活動を行うものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を持つものではない。

(地区代表推進員の選定)

第10条 各地区の推進員のうち1名を地区代表推進員に選定する。

2 地区代表推進員は、第5条の規定に基づく活動のほか、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 県が主催する地区代表推進員会議等への出席
- (2) 県や長崎県地球温暖化防止活動推進センターなどからの連絡事項の伝達
- (3) その他各地区の推進員活動の調整

(経費)

第11条 県は、予算の範囲内において、推進員にその活動に対する謝金を支給する。

(庶務)

第12条 推進員に関する庶務は、環境部未来環境推進課で行う。

附則（13 環保第199号）

この要綱は、平成13年12月25日から施行する。

附則（17 環政第410号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則（18 環政第98号）

この要綱は、平成18年6月13日から施行する。

附則（20 未環第5号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則（20 未環第87号）

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

別表1

地 区 名	推進員数*
長崎市（長崎市）	17名程度
佐世保市（佐世保市）	11名程度
西彼保健所管内地区（西海市、長与町、時津町）	8名程度
県央保健所管内地区（諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町）	15名程度
県南保健所管内地区（島原市、雲仙市、南島原市）	14名程度
県北保健所管内地区（平戸市、松浦市、江迎町、鹿町町、佐々町）	10名程度
五島保健所管内地区（五島市）	7名程度
上五島保健所管内地区（新上五島町、小値賀町）	5名程度
杵岐保健所管内地区（杵岐市）	4名程度
対馬保健所管内地区（対馬市）	9名程度
合 計	100名程度

*1 地区ごとの推進員は、次式により算定した。

$$\frac{\text{地区人口}}{\text{県内人口}} + \frac{\text{地区面積}}{\text{県内面積}} + \frac{\text{地区内旧市町村数}}{\text{旧79市町村}} \times 100 \times \frac{1}{3}$$

*2 定数の範囲内で各地区の推進員数を増加できるものとする。

「地球温暖化防止活動推進員」の募集要領

県では、地球温暖化防止のために自ら省エネルギー、省資源活動に取り組むとともに、地域住民の方への温暖化に関する情報の提供と温暖化防止活動の普及を進めてくださる方（「地球温暖化防止活動推進員」）を募集します。

○募集期間

平成22年3月4日（木）から平成22年3月26日（金）までです（26日必着）。

○募集人数

35名程度とし、次の各地区ごとに募集します。

（県内の推進員数は、継続していただく方と合わせ、合計100名程度になる予定です。）

- ・長崎地区（長崎市）：約7名
- ・佐世保地区（佐世保市、江迎町、鹿町町）：約4名
- ・西彼地区（西海市、長与町、時津町）：約2名
- ・県央地区（諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町）：約6名
- ・県南地区（島原市、雲仙市、南島原市）：約5名
- ・県北地区（平戸市、松浦市、佐々町）：約3名
- ・五島地区（五島市）：約1名
- ・上五島地区（新上五島町、小値賀町）：約3名
- ・壱岐地区（壱岐市）：約2名
- ・対馬地区（対馬市）：約2名

○応募資格

県内に居住している満20歳以上（平成22年4月1日現在）の方で、下記の活動内容に掲げる活動を実施でき、県や長崎県地球温暖化防止活動推進センター等が開催する研修会や催し物に積極的に参加でき、ご自分で応募される場合のみを対象とします。

※地球温暖化防止活動推進員になっていただいた後、地球温暖化防止活動推進員としての活動方法や地球温暖化情報等、活動に必要な基礎研修を実施する予定です。5月中旬より7月末頃までに各地域で順次実施いたしますので、ご承知おきください。

○任期

平成22年4月から平成24年3月末までです。

○活動内容

- ・自ら省エネルギーや省資源活動に率先して取り組むこと
- ・地域住民と連携・協働して温暖化防止活動に率先して取り組むこと
- ・地域住民からの地球温暖化防止に関する相談に可能な範囲で応じるとともに、いろいろな機会を使って情報などを提供すること
- ・国や地方自治体が行う地球温暖化防止の啓発に協力すること
- ・研修会に出席し、地球温暖化防止に関する知識の修得につとめること
- ・活動に関する報告をすること

○活動区域

居住されている市町が含まれる地区を対象とします。

○活動経費

年間の活動経費として、10,000円程度を支払います。

○応募方法

「地球温暖化防止活動推進員応募申込書」に必要事項を記入し、持参、郵送、FAX（095-895-2566）又はメール（s09050@pref.nagasaki.lg.jp）によりお申し込み下さい。

※ 応募申込書は、長崎県又は長崎県環境部未来環境推進課のホームページからダウンロードするか、長崎県未来環境推進課及び最寄りの県立保健所、市町（環境保全担当課）へ請求してください。

○選考

活動経験や「地球温暖化防止活動推進員として取り組みたいこと」の内容等により選考し、決定します。

○応募先及び問い合わせ先

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

長崎県 未来環境推進課

電話 095-895-2512

FAX 985-895-2566

MAIL s09050@pref.nagasaki.lg.jp

「地球温暖化防止活動推進員」応募申込書

フリガナ			
お 名 前			
生 年 月 日	大正・昭和・平成	年	月 日 (歳)
住 所 等	(〒 —)		
	電話	—	—
	FAX	—	— (あれば)
	MAIL		@ (あれば)
連 絡 先 (上記と異なる場合は記入してください。会社等でも結構です。)	(〒 —)		
	電話	—	—
	FAX	—	—
	MAIL		@
所属する活動団体、活動内容（環境分野）			
地球温暖化防止活動推進員として取り組みたいこと（字数は自由です。）			

- 【個人情報】 地球温暖化防止活動推進員になっていただいた場合、住所等の情報は、県のほか、長崎県地球温暖化防止活動推進センター、お住まいの市役所・町役場と地区内の地球温暖化防止活動推進員に周知します。
- 【記入上の注意】「所属する活動団体、活動内容」欄は差し支えない範囲で記入してください。
「地球温暖化防止活動推進員として取り組みたいこと」欄は地球温暖化防止活動推進員になってから取り組みたいことを記入してください。
記入する欄が不足する場合は別紙としてください。
- 【応募先】 〒850-8570 長崎市江戸町2-13
長崎県未来環境推進課 電話：095-895-2512
FAX：095-895-2566 MAIL：s09050@pref.nagasaki.lg.jp
- 【応募期限】 平成22年3月26日（金）まで（26日必着）